

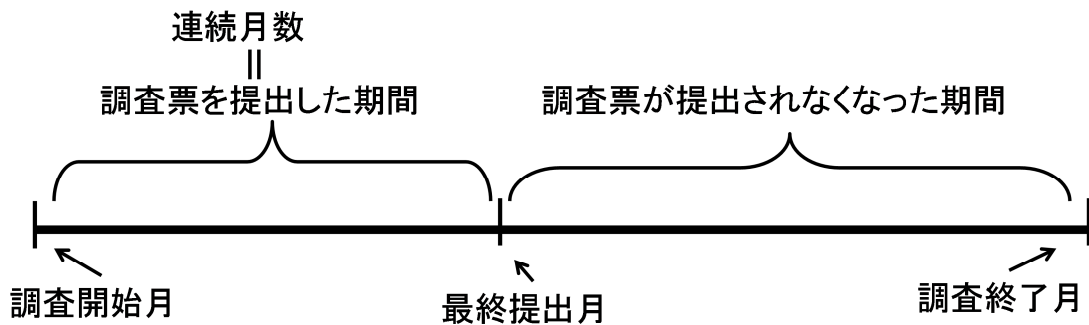
毎月勤労統計調査における第一種事業所の脱落の傾向について

第1回検討会において、サンプル（標本）の脱落による影響が抽出替え時にギャップを生じさせる要因になっているのではないかと議論があった。そこで、限定的ではあるが、30人以上規模の事業所について、サンプルの脱落（脱落事業所）を下記のように定め、影響を調べた。

この分析の中では、脱落事業所を調査開始時点から集計対象となる調査票を継続して提出していながらもある時点から集計対象となる調査票を提出しなくなった事業所と定義した。

（注）未提出の状態が続いていたとしても、一度提出されるとその事業所は脱落事業所の定義から外れることに注意を要する。

毎月勤労統計調査の脱落事業所の概念図



平成24年1月分から平成26年12月分までの毎月勤労統計調査票から脱落事業所を抽出し、その事業所の一人当たり定期給与について、3通り給与水準の分布を計算する特別集計を行った。給与水準については以下の3種の基準により標準化（=100）を行った。

（注）事業所の復元倍率は考慮していないことに留意する必要がある。

Case 1 産業大分類、事業所規模別の平均定期給与を基準とした場合

Case 2 産業大分類別、事業所規模30人以上の平均定期給与を基準とした場合

Case 3 調査産業計、事業所規模30人以上の平均定期給与を基準とした場合

脱落事業所の構成比（％）

	サンプル計	最終提出時の賃金水準が100より高いサンプル割合	最終提出時の賃金水準が100より低いサンプル割合
Case 1	100.0	45.3	54.7
Case 2	100.0	43.2	56.8
Case 3	100.0	43.7	56.3

以上の結果から、脱落事業所の賃金水準は平均値よりも低い事業所の割合がやや高く、一人当たり支払った賃金の水準が低い事業所であるが、賃金の水準が高い事業所も一定割合で含まれており、ギャップを生じさせる要因として、事業所が調査から抜け落ちていくことの影響については、詳細に確認する必要があると考えられる。

ケース1 産業大分類、事業所規模別の定期給与を基準とした場合

(注1) (注2)
毎月勤労統計調査に係る脱落事業所の脱落時賃金水準について

(注3) 連続 提出 月数	最終提出時 の賃金水準 の平均	最終提出時 の最低賃金 水準	最終提出時 の最高賃金 水準	最終提出時 の賃金水準 の標準偏差	サンプル計 (%)		最終提出時 の賃金水準 が100より 高いサンプル 割合(%)	最終提出時 の賃金水準 が100より 低いサンプル 割合(%)
1	99.6	19.8	200.0	46.1	(10.4)	100.0	38.3	61.7
2	96.6	34.5	220.6	43.2	(7.1)	100.0	43.9	56.1
3	99.3	23.7	186.7	38.0	(7.8)	100.0	48.9	51.1
4	119.4	53.2	223.8	49.0	(2.1)	100.0	58.3	41.7
5	76.8	20.5	157.8	40.7	(2.4)	100.0	21.4	78.6
6	94.9	17.3	192.0	52.6	(3.3)	100.0	36.8	63.2
7	101.4	59.4	196.7	37.6	(3.5)	100.0	50.0	50.0
8	100.1	46.8	234.8	47.6	(2.1)	100.0	25.0	75.0
9	96.2	35.7	144.5	34.3	(1.7)	100.0	50.0	50.0
10	103.7	37.5	205.5	49.3	(2.2)	100.0	53.8	46.2
11	97.3	36.2	160.7	39.2	(1.7)	100.0	50.0	50.0
12	107.2	47.4	266.1	54.1	(2.8)	100.0	43.8	56.3
13	112.4	50.4	162.9	29.5	(2.4)	100.0	78.6	21.4
14	109.7	38.6	196.6	56.6	(2.8)	100.0	43.8	56.3
15	104.4	31.1	194.1	44.4	(3.5)	100.0	50.0	50.0
16	116.2	20.0	179.1	51.3	(1.6)	100.0	77.8	22.2
17	127.1	72.4	215.6	53.6	(1.0)	100.0	66.7	33.3
18	107.7	44.6	211.8	50.5	(1.7)	100.0	40.0	60.0
19	107.9	66.9	141.1	27.0	(0.9)	100.0	80.0	20.0
20	83.2	34.3	142.2	25.7	(3.1)	100.0	22.2	77.8
21	96.2	47.7	171.3	36.6	(2.4)	100.0	35.7	64.3
22	84.8	47.4	147.5	33.0	(1.2)	100.0	28.6	71.4
23	124.9	61.8	267.7	97.1	(0.7)	100.0	50.0	50.0
24	96.6	49.3	155.8	29.6	(3.5)	100.0	45.0	55.0
25	77.4	49.8	116.6	22.5	(2.1)	100.0	16.7	83.3
26	99.4	39.1	278.4	54.2	(3.3)	100.0	36.8	63.2
27	107.0	44.3	240.2	45.7	(3.8)	100.0	59.1	40.9
28	91.7	58.0	125.0	21.0	(1.9)	100.0	45.5	54.5
29	74.4	40.6	96.3	23.1	(1.0)	100.0	0.0	100.0
30	118.2	25.8	212.3	63.9	(1.4)	100.0	75.0	25.0
31	79.2	62.5	111.1	19.2	(0.9)	100.0	20.0	80.0
32	102.9	68.5	148.8	30.8	(1.0)	100.0	33.3	66.7
33	118.4	49.2	242.8	50.7	(2.8)	100.0	68.8	31.3
34	107.6	28.3	171.6	39.8	(3.3)	100.0	57.9	42.1
35	99.8	54.4	206.2	33.9	(6.9)	100.0	45.0	55.0
計	100.5	17.3	278.4	42.9	(100.0)	100.0	45.3	54.7

資料出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」での提出調査票による特別集計

(注1) 脱落事業所とは、調査開始時点から集計対象となる調査票を継続して提出して
いながらもある時点から集計対象となる調査票を提出しなくなった事業所。

2) 賃金水準とは、調査票から算出した一人当たり定期給与を提出事業所が該当する
区分(産業大分類、事業所規模別)全体の一人当たり定期給与で除した数値。

3) 調査開始時点(平成24年1月)から集計対象となる調査票を継続して提出した月数。

4) ()は、全脱落事業所数を100とした連続月数別脱落事業所の割合である。

ケース2 産業大分類別、事業所規模30人以上の定期給与を基準とした場合

(注1) (注2)
毎月勤労統計調査に係る脱落事業所の脱落時賃金水準について

(注3) 連続 提出 月数	最終提出時 の賃金水準 の平均	最終提出時 の最低賃金 水準	最終提出時 の最高賃金 水準	最終提出時 の賃金水準 の標準偏差	サンプル計 (%)		最終提出時 の賃金水準 が100より 高いサンプル 割合(%)	最終提出時 の賃金水準 が100より 低いサンプル 割合(%)
1	100.5	19.7	225.4	50.2	(10.4)	100.0	40.0	60.0
2	99.3	29.2	232.1	49.7	(7.1)	100.0	41.5	58.5
3	97.6	31.2	214.0	40.0	(7.8)	100.0	40.0	60.0
4	119.4	48.9	199.2	44.7	(2.1)	100.0	58.3	41.7
5	74.8	20.1	153.1	40.8	(2.4)	100.0	21.4	78.6
6	92.5	17.4	172.7	48.2	(3.3)	100.0	47.4	52.6
7	101.9	55.2	177.4	35.2	(3.5)	100.0	45.0	55.0
8	100.2	43.0	229.2	46.8	(2.1)	100.0	41.7	58.3
9	101.1	35.0	166.0	40.8	(1.7)	100.0	40.0	60.0
10	99.8	36.7	243.1	57.3	(2.2)	100.0	46.2	53.8
11	96.2	30.3	157.9	44.2	(1.7)	100.0	50.0	50.0
12	102.0	46.5	242.6	49.7	(2.8)	100.0	31.3	68.8
13	111.5	45.8	188.4	34.7	(2.4)	100.0	64.3	35.7
14	107.0	35.0	187.8	53.7	(2.8)	100.0	43.8	56.3
15	103.5	35.0	177.7	46.1	(3.5)	100.0	50.0	50.0
16	109.8	19.6	205.1	53.4	(1.6)	100.0	55.6	44.4
17	124.8	69.5	205.4	51.7	(1.0)	100.0	66.7	33.3
18	106.1	37.7	186.2	50.0	(1.7)	100.0	50.0	50.0
19	105.8	63.0	133.4	29.3	(0.9)	100.0	60.0	40.0
20	84.5	33.1	119.8	24.6	(3.1)	100.0	27.8	72.2
21	98.8	44.2	158.6	33.1	(2.4)	100.0	35.7	64.3
22	83.6	54.2	144.4	31.4	(1.2)	100.0	28.6	71.4
23	111.7	51.9	235.7	84.3	(0.7)	100.0	25.0	75.0
24	90.4	43.8	155.4	31.6	(3.5)	100.0	35.0	65.0
25	81.9	55.9	113.9	22.3	(2.1)	100.0	33.3	66.7
26	100.4	37.0	239.0	50.9	(3.3)	100.0	42.1	57.9
27	107.8	38.6	207.6	47.9	(3.8)	100.0	54.5	45.5
28	92.5	48.4	132.3	29.4	(1.9)	100.0	36.4	63.6
29	83.9	46.3	136.6	36.5	(1.0)	100.0	50.0	50.0
30	114.9	23.7	202.7	59.7	(1.4)	100.0	50.0	50.0
31	86.5	66.0	102.4	14.3	(0.9)	100.0	20.0	80.0
32	101.5	63.1	149.6	31.1	(1.0)	100.0	50.0	50.0
33	109.7	46.4	212.3	42.2	(2.8)	100.0	56.3	43.8
34	104.2	28.7	172.6	41.0	(3.3)	100.0	47.4	52.6
35	104.5	53.7	230.6	42.1	(6.9)	100.0	45.0	55.0
計	100.1	17.4	243.1	43.8	(100.0)	100.0	43.2	56.8

資料出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」での提出調査票による特別集計

(注1) 脱落事業所とは、調査開始時点から集計対象となる調査票を継続して提出して
いながらもある時点から集計対象となる調査票を提出しなくなった事業所。

2) 賃金水準とは、調査票から算出した一人当たり定期給与を提出事業所が該当する
産業大分類別の一人当たり定期給与(事業所規模30人以上)で除した数値。

3) 調査開始時点(平成24年1月)から集計対象となる調査票を継続して提出した月数。

4) ()は、全脱落事業所数を100とした連続月数別脱落事業所の割合である。

ケース3 調査産業計、事業所規模30人以上の定期給与を基準とした場合

(注1)

(注2)

毎月勤労統計調査に係る脱落事業所の脱落時賃金水準について

(注3) 連続 提出 月数	最終提出時 の賃金水準 の平均	最終提出時 の最低賃金 水準	最終提出時 の最高賃金 水準	最終提出時 の賃金水準 の標準偏差	サンプル計 (%)		最終提出時 の賃金水準 が100より 高いサンプル 割合(%)	最終提出時 の賃金水準 が100より 低いサンプル 割合(%)
1	89.8	16.8	198.6	45.0	(10.4)	100.0	33.3	66.7
2	86.2	27.5	170.9	41.8	(7.1)	100.0	39.0	61.0
3	97.3	16.2	197.9	47.1	(7.8)	100.0	44.4	55.6
4	112.9	41.8	209.9	49.2	(2.1)	100.0	50.0	50.0
5	70.6	22.1	159.9	47.6	(2.4)	100.0	28.6	71.4
6	78.7	20.5	201.8	49.5	(3.3)	100.0	31.6	68.4
7	94.7	29.2	170.9	42.6	(3.5)	100.0	40.0	60.0
8	97.3	35.9	163.0	43.7	(2.1)	100.0	50.0	50.0
9	97.2	38.8	155.1	39.5	(1.7)	100.0	50.0	50.0
10	104.7	40.6	268.5	62.2	(2.2)	100.0	46.2	53.8
11	104.6	33.5	174.7	48.5	(1.7)	100.0	50.0	50.0
12	94.8	51.3	207.4	38.9	(2.8)	100.0	31.3	68.8
13	100.3	39.4	155.7	37.5	(2.4)	100.0	50.0	50.0
14	93.3	29.9	182.0	46.2	(2.8)	100.0	50.0	50.0
15	99.5	25.6	181.6	50.9	(3.5)	100.0	50.0	50.0
16	124.5	21.5	204.5	55.6	(1.6)	100.0	77.8	22.2
17	121.5	49.5	209.9	59.2	(1.0)	100.0	50.0	50.0
18	123.3	27.0	241.5	66.3	(1.7)	100.0	60.0	40.0
19	116.4	79.9	140.5	26.9	(0.9)	100.0	60.0	40.0
20	96.6	23.1	149.5	37.2	(3.1)	100.0	55.6	44.4
21	101.8	38.2	149.8	33.9	(2.4)	100.0	57.1	42.9
22	82.4	39.1	161.3	42.8	(1.2)	100.0	28.6	71.4
23	84.8	46.9	118.5	37.5	(0.7)	100.0	50.0	50.0
24	82.3	43.8	162.6	32.7	(3.5)	100.0	20.0	80.0
25	86.3	37.9	151.9	36.2	(2.1)	100.0	33.3	66.7
26	99.6	19.4	172.7	44.2	(3.3)	100.0	52.6	47.4
27	104.7	34.8	188.2	41.4	(3.8)	100.0	54.5	45.5
28	96.7	51.9	152.6	37.2	(1.9)	100.0	36.4	63.6
29	88.3	33.2	145.2	44.3	(1.0)	100.0	50.0	50.0
30	104.5	20.4	152.1	49.1	(1.4)	100.0	75.0	25.0
31	93.6	63.3	109.1	18.6	(0.9)	100.0	40.0	60.0
32	86.0	55.3	104.4	20.8	(1.0)	100.0	50.0	50.0
33	103.7	38.9	164.0	36.5	(2.8)	100.0	62.5	37.5
34	104.7	36.9	200.6	50.4	(3.3)	100.0	42.1	57.9
35	92.8	35.4	182.9	41.5	(6.9)	100.0	35.0	65.0
計	95.6	16.2	268.5	44.2	(100.0)	100.0	43.7	56.3

資料出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」での提出調査票による特別集計

(注1) 脱落事業所とは、調査開始時点から集計対象となる調査票を継続して提出して
いながらもある時点から集計対象となる調査票を提出しなくなった事業所。

2) 賃金水準とは、調査票から算出した一人当たり定期給与を

調査産業計、事業所規模30人以上の一人当たり定期給与で除した数値。

3) 調査開始時点(平成24年1月)から集計対象となる調査票を継続して提出した月数。

4) ()は、全脱落事業所数を100とした連続月数別脱落事業所の割合である。